常山紀談

十八

函番號 上ノ 號
種別 国
種別番號 32129 號
月日 月 日
入庫

919.5
338
Vol.18

滋賀縣立商中
學校藏書印

常山紀談卷之十八目次

一 細川幽齋古歌を書て忠興を諫めし事
一 本多忠勝功名を論せし事
一 井伊家の附人連署して直政を諫めし事
一 堀秀政を名人太郎といひし事
一 大久保忠隣忠直の事
一 天野康景廉潔高國寺城を去りし事
一 井上正就駿府へ御使ひ事
一 東照宮蒜言を容のひし事
一 三河國矢矧橋を修造せし事
一 山名禪高敵衣をぬしし事

一 東照宮禮を正しくひらく事
一 駿府城中へ水を引んとせしまつ時の事
一 東照宮御中指の事
一 金の七本骨ゝ扇の御馬印ゝ事
一 加藤忠廣物語 并 飯田覚兵衛ゞ事
一 前田利常戦死の士を吊ふまつ事
一 黒田如水遺言ゝ事
一 本多忠信加藤嘉明を諭されし事
一 安藤直次先見 并 本多正信遺言の事
一 台徳院殿御行狀の事
一 林道春格言の事
一 藤堂高秀吉公を論せられし事
一 紀伊大納言頼宣卿諫言を歎びゝふ事
一 由井正雪反逆の時頼宣卿出仕の事
一 水野重長諫言の事
一 松野惣太郎前田権之丞賞せらるゝ事
一 佐々九郎兵衛経済格論の事
一 不破彦三武備の事
一 井伊直孝衣服倹約の事 附 戦國の時質素ありし事
一 永井尚政執政の用意を直孝に問まつる事
一 中院通茂公幼宮を教訓の事
一 松平信綱芸敬の事 附 信綱幼年奉公ゝ事

十八目次下

常山紀談卷之十八　　備前國　湯淺新兵衛元禎輯録

○細川忠興諸事嚴正ニ過ると父の幽齋ヨ告る若ありしまでも忠興の長臣を呼ぶ古歌二首書くあらんらるあり扨の関はゆるしれ書られとゆくまゝ思ひつゝぬる

此歌のこゝ後を考へよ

まことによつれくゝこゝろる沢色よハ性なるね弱もたゝ別れさり名至

此歌のこゝろをよく思慮せよと忠興よいくと教訓せられ

きり

関はゆるしの歌ハ古今集よみ人しらずまことにその歌ハ詞花集俊恵法師のうたなり

○或人本多忠勝ハ思慮ある人功名をとげんと思慮ある人も功名をとげんと向ふ思慮なる人の功名ハ士卒を下知し大なる功名をとぐる物なり思慮なる人ハ鎗一本ハ功名ハ大なる事ハなり答へられを

○井伊直政壮年鋭氣甚しかりしかば　東照宮よりたけ置き

[illegible]諸本脱[illegible]以下連署して諫書をさゝげ出たりし其中ハ人ハ必向ふざるべき事を思ひ設げるが為るべく臣為ぐ前の主君ハ事をやもめ何ぞまでも信玄ハとう紀時ハ一ツとして心より善事ハなる紀人ハくゝへども常ハ越後の諫信を以て向ふざるとして諫信ハまるべきとあたげられひきはれバ信玄一生の間をおろしまる大事の合戦五度ハ及びゝへども大なる敗ハせざりしハ殿ハも本多中務太輔忠勝を以て向ふざるとして勉めておろしとたゞみのひゝへ〳〵いふへより進び退ざる良将とハ中書相ゝるひて覚えゝりと書きを

○堀久太郎秀政後左衛門督といふ士より下部ハいるまでハ本下ハ眼る者なり奉行の従者と荷を持者と軽重を弁ふを聞く其荷物を自らふりゝげ往来し我力ハ彼者よりまさまゝ然まども一里ばかり負ハ寺まバ労まるゝ持事あるハじとハ尤なりと決断せゝる或時武者押ハ[illegible]後ゝゝを尤めるゝ秀政自ら旗を負て試ゝさてハ吾乗さ

馬の肝よりなんとく肝よりとき馬よ乗さまバ旗さし
後まぢり紀世よ名人太郎といひくるハかく下をつゝふよ心沈
用ひらまゝ有よこそと人いひあへりそり小田原陣中ふ卒せ
らる年三十八なりとゝや

○大久保相摸守忠隣ハ忠負の人なり関ケ原の時ハ　台徳院殿
木曾路より攻のぼゝをのひゝふ石田敗北れ後御著陣あり
らば　東照宮御對面まゝまさに忠隣近習れ士を以てやた
き事のゝとゝた中々口ゆもいひ出さまびといふをゆきてさゝバ直
よやさんとく座を立ゝるを止ゝバ先やてんんとてかくとやせバ
色を変じて内よ入せゝひゝがやゝ有く相摸ハ帰ゝるゝと仰せ
ゆり松待居て退んゝきハひゝびとやせバあくまで剛直の
者なりよも宗ゝく八帰らゞゝて召まゝり忠隣御前よ
ゆゝく先何ゝも言出さで涙を流ゝゝまバそれハいふと仰有
忠隣此度上田を攻ゝく道よ遅留のゝひき上田を攻れハ忠隣と
正信がもゝゝざゝん二人の中一人ハ召出さまゝ罪を紀させゝゝべた
まてんさハゝくく不和よ及バせゝゝ事ひゞ事まてそゝゝ邑
年大軍ゆく攻ゝゝゝ時も真田ゞ智勇よ挫きゝひき上田固ハ
ゝも遂よ攻落をべきをゝてくのぼゝせゝひゝふ関ケ原ゝて石田
今ゝゝゝ支へゝバなゞ戦功のなゝるべきよ石田ゝゝく敗まて
手を空ゝゝなゝゝひね君萬歳の後よ日本を治めゝゝびき
御嗣よ人の侮りをるべ紀事をなゝゝハ怒よひゝまて忘ま
させゝゝやとく嗣君ふ自害をすゝめ奉るゞゝとやされゝふ

汝が言無礼なりとて立せまゐらせ正をちらしとゞめ忠隣がヤ道理
なるべゝ召入らまゐらせ正しくまでハ首を刎らまゐらへと悼る氣
色なくヤせべ関召入らまゐ汝がいつ尤なりとてやゞて
御對面おそまゐぬ忠隣ハ相州小田原の城を賜りさしが
慶長十八年切支丹を改る仰を蒙りて京都ゑ赴きさらしか
謀反の志あるゆ訟へヤ者あり本多正信忠隣が悪逆の志
あるゆヤしるゝ世ゑヤせら忠隣をば井伊直孝の領國佐
和山ゑとゞめ置まゐらり板倉勝重仰を承て忠隣が旅宿ゑ
行折節忠隣碁を圍ゝ居ゝるふかゝへの人殿を流罪の為ふ
板倉来まゐるゆ云そまゐゞ驚く体もなく勝重ゑ仰
を兼り更ふ恨の色もなゝ従者大ふ怒り讒言ふるり流罪ふせ
らまゐる事口惜き事なり切死せんといひしるバ京都のさゝ死
大ゝるゝゝに二條の城ゑく門々をちりり忠隣武具を縄ゑ
てかゝげ勝重ふさゞげしるば京都のさわぎちゞまりぬ夫より
佐和山ゑ行まゐるバ直孝ゑ
よくいゝゝるヤさまゐゞ
ゞ
ゞる時申
聞くべき旨ゆべし直孝承りく達しヤさゞやと語らまゐゑ忠
隣理を正しくヤさんゑハ聞召明らあらまゐ事必定なりさる
バ讒言をヤしゝ召無罪の者を流さまゐ過ちを人ゝるべ君の非
をあゞるゝ此忠隣が志ゑあゞらまゐかく朽果まゐるあちり
なりゝも惜ゝゞといゝまゐるバ直孝感服せまゐるゆ忠隣
つまゞくのゆまりふ忠臣記二巻を作られるゝゞ。

C天野三郎兵衛康景ハ天野遠景が苗裔ゑて百貫の地を領し

来りを　東照宮瀧坂ふちせゆひ遠江榛原郡を切取ふ
仰出され大剛の人なり後駿河の高國寺三万石の地を賜る
駿府の城經營此時竹をかゝせ積置足輕ゑ守らせゝふ御領地
の百姓竹を盗ゝを見咎めゝく斬殺て残る者ども逃ちりて
代官井戸某ゑ訟へゝらば井戸百姓を殺ゝる解死人をゆせと
天野ゑいゑ天野ゑ盗を殺ゝて事罪ゑあゝば守る者罪あゝば先
天野罪ふ行ゝるべゝと云ゝれバ井戸訟へゝり　東照宮足輕を
誅せよと仰出されゝふ天野始のあくやせゝを少ゝ召天野ハ
不道のゝゝらぎすゝる者ゑあゝば子細あゝんと仰らまゝゝるふ本多
上野ノ介正純天野ゑあゝく仰をいゝるむハ臣ゝる者の道ふ行ゝば
臣ゝゝ君命を兼らぎゝる事やあゝと云ゝるふ天野さて八臣

ゝゝば苦ゝゝゝもいゝらぎゝといふまゝふ三万石の禄を辞ゝて
慶長十二年三月廿九日高國寺を去ゝく行方ゝゝば成ゑゝり程
經ゝく大久保忠隣尋ゑ出ゝ年ごろ親ゝゝゝゝゝは小田原
の入ゝゝいゝ所ゑ隠ゝ置ゝゝゝゝ罪ゝゝ人を殺ゝて忍びて三
百石の禄をさゝて隠ゝゝ志を人々稱ゝあゝり
○台徳院殿太田某ゑ五百石の禄を賜ゝゝゝゝ時太田折紙を擲ゝ
ゝ退出ゝゝゝを死罪と思ゝゝゝふ井上主計頭正就駿府ふゝて
後罪を定めゝゝゝと申ゝゝゝゝゝゝゝて井上駿府ゑゝりて
東照宮ゑかくゝゝを聞ゝ召恭平久ゝゝるべ死基ゝり太田ハ
誠ゑ無禮なり元賞罰中らぎゝれバ下の恨ハ常此事ゑゝ太
田も無禮ゝハ知ゝゝん已ゞ身をすゝゝ薄る心ゝゝゝべゝ臣下の

直言して諫る者、怒よ多く刑罰せられ家を亡し大軍の中よりかけ入る者八多く八身を全うして功名を立るあり昔より諫臣を忠の第一とす然るに今太田はあるふる禄賞よ中らざるやと汝を以て問ふる事政務よ心を盡さゞなれバ泰平の基と謂ふてこそなれ汝よりのがうせん事あり是まで三河山池の鯉を鈴木久三郎が取て烹て喰ひ信長より賜ひし酒をも是まで呑てこうとくなりふさはる飲こうきき吾怒て眉尖刀を提鈴木を呼しが鈴木肌をぬぎ大音をあげて魚よ人を替る不道わく天下よ旗揚んとハ思ひもよらぬと罵る時予鈴木が刻よ屈伏して内よ入ばく思ふる走りの者池よ一鳥を取し罪わくとゞめ至こを誅人為あんと心付て走りの者を救し鈴木を近付汝が志感ぶく悦きといひしかば鈴木涙を流し密よ申べきを今戦國の時なまじバあらなるぶよ犯と存ぶく無禮の刻を申せしかる仰を乗りく辱さの身よあまりてふといひしが今太田はも三千石の禄をあらへらまてよとて井上をそゞのかひ御刀を賜ハりしかバ江戸よ帰ぶくかくとやに太田はも禄を増賜ハりしかバ涙を流して喜びをり　台徳院殿井上よハ汝が刻よりく孝行を感り賞罰の道を思ひまんくとうと仰有て左文字の刀を賜ぶとり

○東照宮涙松よ有しませし比ある夜本多正信御前よ有しよ誰人まてらありうん姓名を名乗ば懐よりう書を取出し誇めなるべしとかゞくより存る事のりて書ふものゝとゞせバ大よろこびせ

あるひ夫よめと仰有りけるまゝに披きてよみたるに一条よゝ終る度毎
ようゐづるゐるひ尤なりと仰らるゝよみ終りてれば汝が志感す
るに剛なるこれより後も心置なく告よ忠ぐも神妙なり
とくわるゝ仰せまゝに忠きよゝりて退出て正信居残りて
只今諫めやせ事用ふべき事よいはんとて　東照宮大
よゝきかたせのひいやよ已が過ハちゝしてるるものゝ
國を領し人を治る身よハ過を告知せ諫る者ハ鮮くく唯諂ひ
て主君のいふ事道よたがひてもさハいはずと詞をたゞ人は
あるべし諫をふせぎし人の國をうしなひ身を亡し後
世の笑ひ草となりし世ためし多し只今ほまを諫し者日比
心を尽し見及ぶ様よ付諫んと思ひく書たる時もあゝば見

せんと思ひ居しうし志何ぞ其人やうるし其用ふべきと用ふ
べゝぬとよハよゝぎゝく唯彼が忠心を愛するくとぞ仰せらるゝ
或夜の御物語ふ凡主君を諫る者の志軍よ先がけするよりも
大よ喩まされど其故ハ戦よ陪ゝして一番よ進み出るハ素より身を
すてゝの事なれども必しも討死せば又討まゝ成りても後の
世よ名をあし死後のあるまゝとなるぞし幸ふ功名をとく
まハ恩賞ふく家富子孫栄るゝさまゝバ得有く失ある忠
なり諫ハ結ゝぞ主君不道ふく善をふくむよすみ出く
直言さるる者十ふ九ハ刑罰よあひ妻子を流ぐし罪ふ
成行ぞし失あゝく得ある忠なり武功ハ名利の為ふすな
るべし諫言ハ聊も身の為をおもふ心あゝばいゝで主君の前ふ

て直言さるべき唯人ハ君なるものゝ賞さるべきハ諫臣なりと
ぞ仰せありける

○箭矧の橋水ハ壊まゝを造まと仰らまゝふ兼てより船渡
よさべゝといふ人の有るゞ幸ひて船渡よりなんとやを
東照宮汝等ハ未を知ゝ本よゝ費をいゝよハ民の為なり
往来の旅人を苦めんハ吾志よあゝゞ又要害も其ゝを
論ずれバ唯國民の和と不和とあり険を堂のみゝく敵を
ふせぐハ道を知ざるなりゝく橋をまゝかけさせのひゝを

○いづまゝの時の事ゆや山名豊國入道禪高古妃羽織の所々散
まゝゝを忘ゝく　東照宮の御前よ系ゝまゝふそまゝて
いゝふゝと仰有ゝ萬松院殿より賜りゝる扇をひゝと

ゆをゆゝ召舊を忘まゝゞ本よ背ゝぬ者ゝ御感ゝゝり

○東照宮大度勇略よおゝゝものせゝ事ハ誠よやゝを愚なり中
ゆも禮儀を忘させのひゝゝハ今川義元討死の桶挟間を御
鷹狩ゝゝるさせゝ時必御馬より下させのふこれハ御幼時
義元のよゝみを思召出さまゝての事なりゝり上杉景勝よ
途中ゆく行ゝせゝふ時輿より下させのゝも父謙信の
よゝみを思召ての御事なりゝ

○駿府の城中北池よ阿部川の水を引入よと仰有ふ水筋よ
小き寺有ゝゝハ外の處ゆ引移さんとやゝるを　東照宮
寺を移さて事をとゞめ水を入るゆも及バゞと仰らまゝゝゝ此
ゆゞの寺移ゝふゝんよいゝ什の費れいゝべきといんバそれハ大

なゝ僻事なり田の為ゝ水を引んゝハ左あるべゝ吾庭の水ハなのゝさみなり夫ゝ人を労する事やある無益の事ゝ地を捨る八敵ゝ取まゝるゝ同じゝ百姓の苦ゝなりと仰らまゝ

○東照宮御指の中節ゝ事ゝあり年老させのゝひて八屈伸しゝがゝゝ事ゝ是八ゝゝ御時より数度ゝ戦ひゝ初の往ハ麾ゝゝ下知せゝもの〻ゝども事急なるゝ及て八かゝまゝゝて御拳ゝゝ鞍の前輪を出ゝゝせのゝゝゝ血流まゝて出るかゝのゝゝゝ事幾度ゝゝもの故ゝなり

○東照宮金の七本骨ゝ扇ゝ日丸付ゝる馬印八参河の設楽郡牛窪の牧聖半右衛門ゝなりゝゝを永禄六年ゝ乞得させゝまゝゝ馬験ゝなりゝのゝゝ夫ゝより前の御ゝゝゝ八厭離穢土欣求浄土の八字を書ゝるゝて大樹寺の登譽ゝ筆なりその〻ゝ明暦丁酉の火災ゝかゝまゝゝゝゝゝ扇の御ゝゝ八其前ゝより其事ゝゝ天文十四年公矢知川ゝゝ織田家ゝ軍有し時利なゝゝゝ危ゝゝゝゝ小本多吉右衛門忠豊ゝゝゝ岡崎ゝ入せのゝ御馬験を賜ハり討死ゝゝゝゝゝゝ扇の御馬ゝゝゝゝを乞ゝ清田暇ゝて討死ゝゝゝ其ハひまゝを遣ゝゝゝゝ御ゝゝゝ八忠豊ゝ嫡子平八郎忠高ゝ家ゝ相傳ゝ忠高も又戦死ゝゝゝ其子忠勝ゝ時ゝ至りゝゝ永禄二年

○加藤肥後守忠廣或夜物語ゝ小吾八大力あまゝうゝとゝゝゝ重き甲二領重ゝゝゝ軍ゝ出ハ恐るゝ事あゝゝゝと云まゝを

飯田覺兵衛はくぐつと呼先殿物具一領ゆく数十度の戰ふ
終ふに負せはば朝鮮より攻入りて鬼將軍と異國の人も慌れ
れ死生存亡ハ天命なれ人力の及ぶべきにあらずといへども能
戰へバ生悪く戰へバ死ると事もい國中の民を撫育し諸
士よく、なつき從ふ時ハ席上ゆく勝敗の理を論じ軍兵を下
知して進退自然よ整ひ合へバ三軍の著る物具ハ皆大將の
一身よ重ゆ是ゆると同じ事なれ鋒を爭ふ臣ハ
力を好ませまゆ事然るべしとも存ぜずして退出し
ける時先殿ハいでかくまでかくまでなりとあげて
泣くると我ら此覺兵衛ハ清正の時武功ハ大將なり初ハ角
とゆ字なりしを太閤覽の字に書替させまつりとて覺

兵衛云ハ我一生主計頭よ忠まされまつり初ゆ軍ゆ出
功名しける時朋輩多く鉄炮よ中あて死しける危き事よ
ゆ是まで幾ゆ武士の仕へハもまゆ死とおひける婦ゆ
いるゆ清正時をすぐに今日の働神妙いそんなりとて
刀を賜りき斯の如く毎度其場を去てハ後悔されども
主計頭其時をうつさぬ陣羽織或ハ感状をゆ人ゆ
これ羨ゆ思ゆ其よひまゆ暇ゆ
得ぬ麾を名士大將といへまつ主計頭よ忠まゆ
本意を失ひしなりと忠廣没落の後京よ引籠て再仕
を求めぬ時語ゆるとゆ

○前田利常大坂の軍よ功有ゆ加賀ふ帰り討死しける士乃

為ふとく報恩寺といふ一宇を建立し戦死の人々追福ふ
せられ自ら彼寺より詣し時討死の士々親族を供より連られ
自ら香を焼涙より沈こゝく深く悲まるゝを見る人聞く人此
殿の為より死ん事露塵計も惜うゝずとて一同より哭し泣
くゝるとゝそ

○慶長十九年黒田孝隆入道如水病重く成く子の甲斐守
をよび汝ハ親ふまきれる事有我もまゝ汝ふまきれる事
二つあり語てなせん今我死ハ我士ハいかゝや及ぶ汝が士大将
より士より劣るまゝく悪くなゝくべし汝死しく我あゝくな
らば城より大なるさゝしまゝごとなれども如水おそれまゝとて
力をおゝ士有べゝ是人のなゝづき従ひく吾ハ服す事

汝より勝る其一つあり次ふ我ハ無双の博奕ハ上手なり関ヶ原
ふゝく石田今ちゝゝく支へゝゝバ筑紫より攻登り下ゝのゝふ
勝相撲より入く日本を掌の中より握んと思ひきゝ其時ハ子
なる汝をとすてゝ一ちゝうゝんゝゝひゝそゝ又紫の躰
より包ゝゝる草履片足より木履片足取出し軍ハ万死より入て一生
ゝあゝ習ひなり十全を思慮しゝハ叶ふまゝ出ゝゝゝバ草履
木履をたゝきゝゝるゝゝく二つのうけの軍をする心得せゝれよ
汝ハ才智有く先の事を豫め料る所より大功ハゆめく叶ふ迚
偖めんづと云物ハ飯を盛ものより上天子より下百姓より至ゝるまよ
で一日ゝゝく食物なゝくハ世よなゝらゝる者ハなゝ事なり
國を富ゝ士卒を強うするの根本一大事此飯入ゝのゝ必と

すべくばかりなる此めんつをかくみふまへいたれを

○加藤嘉明関ヶ原の戦ひよ大功有しかば五十万石を賜るべきぞよ本多正信其事を打とゞめんと嘉明傳へきて本多を恨られたる正信行まつらば願ふやうく對面せる正信の曰大國を賜ふべきなりを我なるべくぞよ

をも止めてひきは是忠あるる子細のは其子細ハ御所ハ武勇智謀ぞらぐひ稀なる人なて又豊臣家れ恩御一人の疑有べし功成名遂て身退くを事のは今領國の少きよ聊の恨なくなを

さんよ恩遇子孫よ到らん若大國を領しまゝ必人の後よかぐむ人よあらぐこ世疑ひおそれく禍あるべしと存ぞなりを去とも恨らまんよハ力なりと云ゝしかば嘉明何なるくく止

まる

○安藤帶刀直次物ぐゝりの時本多上野ハ正純ハ家亡ぶぐきなりと云しかば稍なく本多よ禄を賜ハりなを人を直次ぶらく いとれしかいなるく問直次ぶらく後を見くまきよと云マ下野の宇都宮二十万石を賜ハる人々又直次よ我オ承りたかくこしうもいなくば再三かくる事なられそこいふ直次打笑ひ正純家亡ん事近きよありしといふやゞて正純國を召放ぶらば人々又直次よ神智有がめりあくまんいなるなあやしく問直次さまこバくよ　ムロ德院殿関ヶ原の軍ハ時木曾路よく遲留の有しを正純是をれ父正信が仕ひざるハ死罪よ行ハまこをバ嗣君の過ちの犯事を人存ぞべきよ申せしを、ムロ德院殿我

為よかくまで云つると仰らまて由正純ゆるく已ゞ功〻そへう
父を死罪ふくいへる三千の刑不孝よりまさる事やれ此家の亡ぶ
べき理ありまして忠を君よいさすハ誇るべき事よあらぬ正
純の亡ぶいと遲うも死とぞいそきたる
正信よ三万石の禄地まて賜ハりて時臣ハかと鷹師中てん
をかやうふ取立らまいへバ只今の禄分よりてう必天の冥加
よ盡ゆべ〻と固辞せ〻ゞ其後子孫上野介よ我なりしん
後汝よ禄をまして賜ハりなば三万石ハ我よ賜ハりまて
辞さべうしたそれより増賜りなば必固辞さへ〻禄の身
よ過ぎハ禍なりと遺言せられ〻ゞ正純父のをしへ背ず
終よ國亡びうといへり

○台徳院殿ハ殊よ禮儀正しくおはしまして苟も疾言おそ
まさぬ事なれハ泥塑人のごとくよなんと人ゆせ〻ゞ極めて
下民よ御心を尽させゆひ孝道深くおはしまして又信を
失ひくハ天下ハ保ちゞ〻と常よ仰らまし御鷹狩よ出ゆふ
時も時を定めまして御膳の半ゆも辰の鼓をうてバ箸と捨
て出ゆふ近習の人奉膳終らぬれバ辰の太鼓をうたぬ井伊直
孝ゆをゆ近習の人をよ向ひ是君を愛するとゆへるを
大なるひゞ事よてこそあまし君正しきをを好こ事ゆハゞ
ハ必阿諛をゆ〻く寵愛を好さるゆも及ぶべ〻とく膳を
まうく鼓の前よ終りなんよ何の苦しきこそやある是をる

誠ニ小事ニあるまじき君を欺くこゝもいかゞ〜君子ハ禍を未然ニ防ぐものゝと戒めまくなり

○直孝あるゝ時林道春ニ扨信しく樊噲が勇氣さとくもてなを関さまでゝも弓箭元の弥一き事ゝあるゝ我ともて噲ゞ下ニ立べゝゝといとれ小道春噲ハ誠ニ織多の子ゝく筋目もよきうゝへうけれども爰小一ッの故ゆに戦ひ陽ゝて矢石乃中ニ先掛するゝを勇氣とハいゝべゝ是ハ匹夫のすゝ噲ゞ顔を犯して高祖を誘めやせ〜事有足下ニハいゝべき廣言をゝゝたゝもよゝく自ゝ省らまてよ噲小及ばぬ事れ有べきゝい色バ直孝恥〻色あり是ハ其比

○病氣とく大名ニ相見あるゝ斯いゝまゝとやゝ世ニ

大猷院殿御道春一生の格言とせり

○惺窩藤敏夫　東照宮の御前ニて秀吉ハ大膽なる人なれども大心なるゝハヤべゝゝ朝鮮より明へ攻入ゝハ大膽なれども秀信を信長のあとゝハ仰ゞまゝ自立〜く日本を掌握せゝれゝハ大心なるゝゝとゝさまくるゝ後ニ此事を四辻亜相公理卿小かゝる人あり亜相の曰ゝれも其論尤なりとゝゝく大佛建立ハかの猿どゝゝゝゝなるまぬなりといゝまき

○紀伊大納言頼宣卿ハ　東照宮の膝下ニ幼きゝゝより召尋常の質ニ付ゝゝまゝゝゝゝゝゝゝゝゝ諫を納るゝ事もなみ〜なゝゝゝゝゝ或時腰帯とゝ備前長光の刀ゝく立げさを試ゝゝゝ

しふ快く切く其まゝ立さるをつきのひさまこバ二つよ如く倒れ
ゝり左右一回よ巻入ざりなり大よ悦く那波道圓よ異國よ
もかゝる利劔もあるや又かくまのきゝさる人やあると仰有しふ
道圓素り異國よハ龍泉太阿あゞ利劔もあるくに人を殺し
て樂む人ハ夏の桀王殷の紂王とか悪王おそるましに凡人を
害しく面白しとおもふハ禽獣のもとゞまて人間ハなく
日本ゆく罪人を切れハ穢多こそいゝと憚る色なくいひ
しふつと入のひぬやゞて道圓を呼く先よやつる不こそ至極
の道理なまこゝまてより再び自ら試る事有まいぞ諫言こそ
なたゞも浅ゝ様と貴義あるゝと又ある時大高源左ゑと
いふ士よ司る事よ付く是不幸ゆく良き士持さるゆゑ
何事もゆゝるよ如ぬとあるゝく人のあるたくと有しを道
圓笑て已が目のくくくて人のよ何事を見明めざるをバ咎め
ざゝく人れあるゝハ何事ぞや外様古参ふも新参ふもよた
人を撰ゝ出さんよハ智者も勇者もいるゝども有べきよ人のか
きゝは目の明ぬあゝと直言しるを聞くゝ笑ひ道理
至極ぜりとて再三然れ共く先の刻を悔こゝろひるゝぞ
道圓常よ其子よかゝりく乱世よハ臣士君の為ふ死する事有
太平の世ゆく死する事を忘るべゝさと戒めゝと
慶安四年辛卯四月二十九日 大猷院殿逝させるひく其七月江戸ゆく
浪人由井正雪叛逆を出くく紀伊大納言殿の仰と称し判形
を似せ謀書を所ゝふ遣しを丸橋忠弥芝原又左ゑ以下数百人

ふ快く切く其まゝ立てるをつきのひるまでバ二つよ成く倒れ
ゝり左右一回よ巻入ぞうなり大よ悦く那波道圓よ異國よ
もかゝる利劍もあゝや又かゝ手のきゝる人やあると仰有しふ
道圓素り異國よハ龍泉太阿あゞゝ利劍もあるゝ人を殺し
て樂む人ハ夏の桀王殷の紂王とゝ惡王あるゝまゝ凡人を
害しゝく面白しとおもゝハ禽獸のごとくして人間まてハなく
日本ゆく罪人を切ハ穢多ゝていゝゝと憚る色なくいひ
しふつと入のひぬやゞて道圓を呼く先よゝつる所ゝて至極
の道理なまこゝまてゝり再び自ゝ試る事有まいぞ諫言ゝて
ゝたゞゝも浅ゝ存と賞義ありゝと又ある時大高源左ゝと
いふ士よ司る事よ付ゝく是ゝ不幸ゆゝく良き士持ざるゆゑ

何事もはゝゝりよ成ぬとゝ有りしを道
圓笑て已が目のくゝくて人のよゝ何を見明めざるをバ咎め
ざゝゝく人ゝ有ゝとハ何事ぞや外様古参ふも新参ふもよゝ
人を撰ゝ出さんよハ智者も勇者もいるゝも有べきよ人のか
きゝは目の明ぬあゝと直言しゝるを片くゝゝゆのひ道理
至極ぜりとて再三強ゝぜゝれゆく先の刻を悔こゝろひるゝぞ
道圓常よ其子よかゝりゝく乱世よハ臣士君の為ふ死する事有
太平の世ゝく死する事を忘るゝべゝまゝと戒め多ゝと

○慶安四年辛卯四月二十九日　大猷院殿逝させるひく其七月江戸ゝく
浪人由井正雪叛逆を出ゝく紀伊大納言殿の仰と称し判形
を似せ謀書を所ゝふ遣しゝ丸橋忠弥芝原又左衛門以下数百人

徒黨し御鉄炮此藥藏の奉行川原重郎兵衛も是よ與し埋火して遠くより火をさし徒黨の者ども船よて海上よ出る時菜よ火を移して江戸を一時ふ焦土となさんと巧みさりしふ心替しふる者三人有て訴へ出あるれしかば丸橋をもとめ生捕きこ雪八駿河宮の町ふく自害しそり右の謀書を數通浪人どもの許よ有そる為大臣集りく一大事と案し煩ひとかく頼宣卿を殿中へ召て此書を出し外有べそるば其時様子あしうなんよ八直よ捕へ申せそくくきやうの兵をかて遣て出仕を待居ふし尾張中納言光友卿水戸中納言頼房卿も出仕有此事を告申そるふ尾張中納言何系かる企有べきや乞謀書さてあんとそのうしふ水戸中納言もいふも左ひひる

とそ宜ひそるされども各手よ汗を握るそふ頼宣卿出仕有て座よ付きひしかば井伊直孝酒井忠勝松平信綱此度浪人どもの書そそ此次第を申述るふ阿部忠秋かの状を披露しそそ頼宣卿残らず見そるひく氣色うちとけそくなれども目出度こそなへ申や何のわそそ事もいかば其子細八彼徒黨の面々外様大名の判を似せ謀書を作りそんよ八三代の御恩を忘れしりや氣ちがひく謀反を企るとの疑も有べきく我が判を似せそる為事故あく治まそるなり幼き公方の御身ふく御整ひもなんよ八我等只今國さ上いふも仰ふ従ひなるべし天下安全よてこそあまねく悦面ふあられてんしうば兩公をもとめ一同ふ感ず誉ぬ人もなりそれば頼宣卿

其浪人どもの中壮年の者四五人助け乗せて重盛くわしく詮義有べき為ありとの給ひくるるとて

○頼宣々紀州おく松江の西北庄といふ所にて鷹狩あつて湊ふ船を付陸路を通るひしかを折節春さる麥を延よなるべ僅小路明ぐりしらば皆農民の年中れ粮なるそ供の者ふもべらにと再三制して帰さるひくまとば百姓ども悦びあへりを供なり横目の長臣北前よ参りくかる次第よれとやに何まも感じあひくるる水野淡路守重長一人今日殿の御ふるまひくて心得ゆかくる事な下々の奴系殿れ内冑をんく馬鹿ふするそとよ殿の通らせらんよハ麥を脇へ引のけ水をおくくて有べきくよ何そや麥をかくく通路をさふるる奇怪なり一

國の主北仁ハさハ毎北りのなりといひを頼宣卿咎のひけまとば君も君くり臣も臣くりと人々やくり

○頼宣卿馬を乗ゆひ駈の中ふく頭巾の風よ落くるを中くり取くく又鞍よ乗ゆ出りゆひを吉見喜右衛門といふ者松野惣太郎といふ者よ給りくり折節頼宣々馬場ふ行くくる時ある

よ惣太郎聞く殿よハいまぐ馬上ハ練のハぬなりといひくまとば

頼宣々子細ハいふと尋ゆふ惣太郎さんハ　東照宮々海道一番のる上北御名人とやなりくくると兼りハ小田原陣の時山道を武者押しくるるとせのよ丹羽長重長谷川秀一堀秀政の筋をおくくるぐ　東照宮の御旗をんく皆々おく前を歩る麦ふ一ツの谷川の細橋有此橋へ行かくる人々橋北下を皆歩くるる

あるとき　東照宮馬上にて橋際へ遣ハせられしかバ三人の大将家子なる馬上の達人此細橋を渡さんと云あへりたるに馬より下りられ御馬ハ遥の下を口つき四五人にて牽渡したま人々是ハいかにと云たるをかの三人此大将大に感じ馬上の達人とハ是をこそいふべけれ馬上の達者ハ危き事ハせぬものなり殊に大事の軍を前に置ての事なれバかくあるべき事よと感ぜしと兼侍へバとやたまひバ頼宣卿はつくづくと聞て大によろこび其詞を書く硯箱に入られたり又前田権之介といふ士ある時頼宣卿へいひけるハ今朝ひとり思慮せしに此ほどしに大将の一言ほど重き事ハあるまじ千金にも人此命を替るものハ有まじきに大将の一言により忽命を棄ちり計もおしきれバ

存る事なれバ昔よりの事ふれとやたれバとかくの詞なくて時服をあたへられぬ

○京極刑部少輔高和播州龍野を領せり國用甚乏しかりけるまで公儀の事ハ堀田若狭守に計て藤堂大学頭高次高和の長臣岡七郎兵衛定次相加ハりて評義し新参の士ハ年を限りて永く暇を出すべしとの事なり佐々九郎兵衛長光年老ぬれども思慮ある者とて呼まされバ江戸へ行藤堂堀田に相會ス評議の始終書記しく佐々に見するに是ハ存寄ざる事なり是非新参の面々に暇を出しく足ざるを足さんとあらバ禄多き者然るべしかくハ佐々一人が禄数十人より多し流浪すともさのみ艱難にも及バじ小禄の人々ハ道路に乞食せん是不仁の至り

ゆて行ふべき事まあるべきくく論ぜくまつよと諫む佐々ぐ
思慮を問ふ高次五百貫目を取次く貸まごんよ五百貫
目ハ臣帰路ふ京ふく借求んさまでも爰ふ一つの大切事ゆり
幾度かくもとも殿の能舞妓鷹狩屋敷の設衣服器物萬事ふ
費をなく國の長臣其職ふ有れ身がまへくあくハ何の益ら
ゆくん以諫言ハ外戚といひ大禄あまバ高次の任あくべくと
いふより一座感じて佐々ぐ言を用ひ暇を出さくく老一人
もなくさて長光定次よ向ひて此事を一旦評義よ及ふも
國の長臣とく摂よ順従くく一言も爭ハバ不忠なら世の
國ハ亡ちとある者其身の饒なくを省ず尚貪る心より其主
君ふ諛ふ古より軍よ臨て死さくハ多く諫て席上よ死すく者
ハ尠く成ぬきをなるをすぐれとも何で誘めく死せ
ざくべき大くく財用の乏したよ及くよその金銀を借求めて
忽困窮ふ至くくハ士ハ禄をたとく約束ハ河を違へ非義
不道の事を申行ふふも成めくぞうく常よ倹あくで足ざる
ふ及て俄よ患るとも其本正くくバ武備を全うせんとなる
へどもいくで事よく成べき君臣とも國郡を盗く禄を竊むの
凶賊あくふ其恥べきを恥くせバ是非あくぞや
其職よ居くかくる心なくハいふとんを定次一言の答も
たがうり久里
○加賀中納言利常の士不破彦三四千石の禄を受て武名を知
らまてり其子も同じく彦三といよ性質愚鈍よんとして常

小怠ごちある事多し是を誘る人有て時節といふもの有と
いふ悦入ひといひあげつゝ聽用るもつゝも見えんぐれバ又いさゝか
さり其時不破あざ笑ひ才覚ある侍ハ五百石我愚おれば
四千石さゝみを縋れいひそといへバ色を変じて人の勝れ
劣る禄の多少よりべきや何とてはるゞ理の不通あらぬと
いふ不破そまこハ我も知ぬ今の詞ハ戯なり亡父常ゝ我を誡
めく小ざかしき利根ぶてある事ゆめくさべ〳〵人の心
よくんとくかうそめあを誤ふす有べ〳〵唯守るべきハ義
の一筋なり汝武勇の所ある士の義を忘まじきとやあれ
こうゝ小違さんうと日夜是を勤るの外他事なし衣食の
美を好まゞ従者と艱難を同くせり日本第一の大家ある

加州の士中我と禄同じき者多しくべ見らまゝ人馬のす
くやうある武具の揃ひ整ひる我小勝る者有ども覚えゞ
又利小者よりる事やなゝる諂ひる事やい偽をやる
事やい平生日々身小省みく弓箭の家ゝ生まれ職をゆるゞ
をふせゞ法ハ亡父と親しきさ人なりあかく誡めまるる
事も忝くよ孫こび存るなるうされども正しき道ゝ教へのハ
るべきゝ只時をゆくく世ゝ従へとゝや実の本ゝよハ恐るべしさ
らバ言小従ざくく本ゝよ従んハめ何らんと答ふまバ諫
しく人大小心服しこりとゝ

井伊直孝大坂冬の軍ゝ物見二騎をやる小雨小濡く帰ゝ
ゝまバ則着らまゝ小袖二ツを脱くあるへらまゝ扱安藤

帶刀の許より小袖をのりひらく鴻の小袖革袴あり
兩御所の御前ハ出られるとぞ直孝の領地近江の彦根ハ
湖上より船を送べく都ハ程ふ甚近し太平ハ及くや奢靡
の風俗ハなりく彦根の士も都近ければ衣服美麗あるり
ゝを直孝戒ぞ〳〵倹約ふとべき道をとり江戸より
帰る時木綿の衣服を供せる士の数密ハ用ゐして彦根ハ
着く時俄ハくぞりく忘せられと彦根の侍衣服をかざ
りく迎へゝふ供の士皆木綿の衣服あり彦根のゝ身を
省く美服を裂くあり〳〵とぞ一事の法令をも出さば
彦根のおごりやみくゝり
戦國の時衣服質素なる事論ずるを待ぞ滝川左近將
監一益関東の管領とりく厩橋ふ至る時諸侍対面の為
来りふ只今一つゝ衣服の垢つきゝるを濯ぎて亦躾
ゝ程ハ暫く待くゝ出ましていひ〳〵事語ると偽へく
直孝の衣二つ物見ハ士ふあるく暑替のなくのりしと
皆符合〳〵と恭平ハ及くや衣服の美ハ成〳〵ども
寛文ハ頃まで尚其遺風あり慈ぎ金銀利倍の趣語
する事ハ士の恥とんぬ居さりゝ酒井雅楽頭忠清大老
ゝり時江戸の殿中まて春の末ハ休所ハて下ゝるる
る服の汗つきゝるを横干ハかけゝるゞ所そつぶきこゝる
がんぐゝきと帰りく語らまゝふ其事を司ゝり老
女の時移りく君の奢りハ今のわく

なりんといふ事あり此事ハ　嚴有院殿の御時なり
古の武士ハ大やう無用の奢侈を縮めく用ひべき事ハ
各あらざりしなり関ヶ原一戦の後成瀬吉右衛門ハ伏見
おのゝ其子隼人正駿府より生るゝ折節父の許より金を贈
ゝとゝり居間の大井ふ釣置く客来まゝ有あるまゝ
を調味せよとく隼人ゝ贈ゝる金なり是を見れば
美味より勝まゝりとぞかゝりける大坂冬陣和平の後隼
人が子何某祖父の所より来られば此度ハ事故なきまゝども
やゝて事あゝべし其時よりの馬をもりあよ江戸へ
へゝも金二拾枚の馬ハさのゝ多ゝゝゝられをとして二人の
孫より各金二拾枚とゝのゝへしとなり昔の士風想ひ及ぶ

ぶるかな

○永井信濃守尚政より執政の職を仰せ出されし時井伊直孝より
對面し不肖の身かゝる任を受其恐懼より及びん教訓を乞く
其職ふ居ればやとゝもされば直孝ハの事あひ我をもへ
ゝ身を潔ゝ明朝来ゝまゝひくと有られば辱きよ云ひ
て沐浴し禮服して其ゆの朝行まゝしゝらば歩孝如あひく世の
諺ゆゝん大敵ゝゝれる空めく知まゝるべし万事の危
きよ及ぶる皆是ゆゝんより破る事のゝ此事かゝく忘
られなゝゝられゝ

○青蓮院の宮ゆや外き宮ふ中院内府通茂公後見こうし
常より碁双六を制せられゝるゝ公ゝれゝふ将棋の盤

の有りしを見て家に坊官を招き兼てやせしかるあるを何
とゝく置くるべきやうなる業ハ素よりのしそれどもたとひ
有りても年の長じて心づきの有りくやむるもあるなり是オの
類ハさしも悪事ふあるべきなれ其事ハ慣空しく月日を過
し学問に志急るものあるべ第一のいとき物かゝとあれて
退出せられを又ひるる時其宮よ多る人尺八の名管を持来れ
ア重器なりとく人々玩びくる間公奉りく是ハ誰が業ぞ
かやうのあるとく柱よ打あて砕きくりかのまれ甚重
器と思へるるかく計あなるくいふせんといひくふ其主
来ア事のようを学く雑某ぞ持ゝると内府に聞しる召まん
事恐しくんよそれとちくれやさねハ大なる幸なんと云る

とゝそ

○松平伊豆守信綱出仕の時裏付れ上下著る事なり屋敷よ
有ても是を著らまゝ常ふいとまりハ人の心衣服ふよりて
変ゝ出仕しく茶敬を存せゝくハ忠を盡ゝを得難し
先衣服より心を付く茶敬をするべゝ我よおいてハかく
のあくつゝあざれバ忠勤を和ゝゝと云まゝ

信綱実ハ大河内金兵衛元綱の子伯父正綱の嗣とゝなる幼
名長四郎とゝやゝる　厳有院殿御誕生有り時より御
家人よなれ御あそび相手よゝゆひゝる大殿の御寝殿
の軒よ雀れ巣をくひ子を産ゝるを若君ゝよりの御
覧ゝて長四郎よ取くやあるゝせよと仰ゝる永年十二歳な

まばいとゆゑ[illegible]ふまじき紀よりを中に昼は驚きて飛去りや
せんよく見届く日暮くるまの軒より様はしく登り
忍び行くとるべしと有あふ人々進めるまばかなく日暮に
思ひのおりやうく庭ひらるぶふみ損じて御壺の
内よどうとあり　大猷院殿御刀とせるひ障子ひら
うせるへば御臺所せるひ火とつく出せるひ御覧ずる
よ長四郎みて有りそう　大猷院殿汝ハ伊勢ふ来
まるぞと御尋有しふそのの昼御殿の軒ふもぐめ北子
産ふるを見くゆりのちふとりよ参りてんとやん
いやく已ぐ心よハあふ誰がをへるぞとはアぐふ
御推問あまでも幾度もにしるひぬ年比も似ぬ不

敵あるまばとく大なる袋の中へ打入く口を御手づら
封じるひ柱よ掛させるひ事のよりを有のまくふやさ
げんなどハとまぐもかくくしへと仰せるまぐも拵を
かくて夜既よ明けく常の御座を出させるふ御臺所ハ
早く心得させるひくかまぐ幼き心よく身の悲しさを
顧ぐ　竹千代君の仰せありとすぐる事を深く感じ
るひ女房さちよ仰有く朝飯をあしく参べるへとて
賜ハりく又口を封じるひてそを昼ぐ入せるひて又
御推問ひまでもつひる其詞屈せぐ御臺所御詫び
ありしばさばバ重てを慎めよと仰有く御赦しなり
御臺所よ向ひかまぐ今の心よく出さんよハ

十八九四終

竹千代殿の為ないと忠臣ありてこそ殊の外ふ
よろこぶせのひそそとやさまこバ諸國の大名ハ代々奉
ひ一人質をかへ一殉死を禁じ大佛を鑄ふく銭こと明
暦の火災東都ハ城郭を始めこと〳〵く灰燼となり諸
人焦爛ふくるむ殊ふ去年由井正雪の逆徒ハさるだ
有一後なまこバ人々心安ふくるざりしふ信綱事ふ洽ふく
さるもよろ行ひしふ皆其所を得ふくほどなく世の
人心も静まり昔ふ替らぬ時となりぬる事のふ〳〵への野
輔ゆも恥べふくぞと申傳ふる所なり

常山紀談巻之十八終